

# 文教委員会資料①

## 1 平成28年第2回定例会提出予定議案の説明

- (4) 議案第 95号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第 96号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第 97号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第 110号 平成28年度川崎市一般会計補正予算
- (8) 報告第 2号 平成27年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

資料1 川崎市保育園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

資料2 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

資料3 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例 新旧対照表

資料4 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を  
改正する条例 新旧対照表

資料5 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正に  
ついてのパブリックコメント手続の実施結果について

こども未来局

(平成28年5月25日)

## 川崎市保育園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																								
<p>○川崎市保育園条例 昭和28年5月30日条例第32号</p>	<p>○川崎市保育園条例 昭和28年5月30日条例第32号</p>																																																																								
<p>(設置、名称及び位置)</p>	<p>(設置、名称及び位置)</p>																																																																								
<p>第2条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児その他の児童（以下「乳児・幼児等」という。）を日々保護者の下から通わせて保育を行うため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。</p>	<p>第2条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児その他の児童（以下「乳児・幼児等」という。）を日々保護者の下から通わせて保育を行うため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。</p>																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川崎市大島保育園</td> <td>川崎市川崎区大島5丁目21番10号</td> </tr> <tr> <td>川崎市大島乳児保育園</td> <td>川崎市川崎区大島5丁目21番10号</td> </tr> <tr> <td>川崎市小田保育園</td> <td>川崎市川崎区小田3丁目17番3号</td> </tr> <tr> <td>川崎市東小田保育園</td> <td>川崎市川崎区小田5丁目14番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市藤崎保育園</td> <td>川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市古川保育園</td> <td>川崎市幸区古川町120番地</td> </tr> <tr> <td>川崎市北加瀬保育園</td> <td>川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市小倉保育園</td> <td>川崎市幸区小倉4丁目6番23号</td> </tr> <tr> <td>川崎市河原町保育園</td> <td>川崎市幸区河原町1番地</td> </tr> <tr> <td>川崎市南加瀬保育園</td> <td>川崎市幸区南加瀬3丁目12番8号</td> </tr> <tr> <td>川崎市南河原保育園</td> <td>川崎市幸区河原町1番地</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川崎市夢見ヶ崎保育園</td> <td>川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川崎市平間保育園</td> <td>川崎市中原区上平間366番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(削除)		川崎市大島保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号	川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号	川崎市小田保育園	川崎市川崎区小田3丁目17番3号	川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号	川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号	川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地	川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号	川崎市小倉保育園	川崎市幸区小倉4丁目6番23号	川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町1番地	川崎市南加瀬保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目12番8号	川崎市南河原保育園	川崎市幸区河原町1番地	(削除)		川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号	(削除)		(削除)		川崎市平間保育園	川崎市中原区上平間366番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市渡田保育園</td> <td>川崎市川崎区鋼管通1丁目11番4号</td> </tr> <tr> <td>川崎市大島保育園</td> <td>川崎市川崎区大島5丁目21番10号</td> </tr> <tr> <td>川崎市大島乳児保育園</td> <td>川崎市川崎区大島5丁目21番10号</td> </tr> <tr> <td>川崎市小田保育園</td> <td>川崎市川崎区小田3丁目17番3号</td> </tr> <tr> <td>川崎市東小田保育園</td> <td>川崎市川崎区小田5丁目14番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市藤崎保育園</td> <td>川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市古川保育園</td> <td>川崎市幸区古川町120番地</td> </tr> <tr> <td>川崎市北加瀬保育園</td> <td>川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市小倉保育園</td> <td>川崎市幸区小倉4丁目6番23号</td> </tr> <tr> <td>川崎市河原町保育園</td> <td>川崎市幸区河原町1番地</td> </tr> <tr> <td>川崎市南加瀬保育園</td> <td>川崎市幸区南加瀬3丁目12番8号</td> </tr> <tr> <td>川崎市南河原保育園</td> <td>川崎市幸区河原町1番地</td> </tr> <tr> <td>川崎市塚越保育園</td> <td>川崎市幸区塚越4丁目345番地11</td> </tr> <tr> <td>川崎市夢見ヶ崎保育園</td> <td>川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号</td> </tr> <tr> <td>川崎市小田中保育園</td> <td>川崎市中原区下小田中1丁目11番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市小田中乳児保育園</td> <td>川崎市中原区下小田中1丁目11番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市平間保育園</td> <td>川崎市中原区上平間366番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市渡田保育園	川崎市川崎区鋼管通1丁目11番4号	川崎市大島保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号	川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号	川崎市小田保育園	川崎市川崎区小田3丁目17番3号	川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号	川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号	川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地	川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号	川崎市小倉保育園	川崎市幸区小倉4丁目6番23号	川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町1番地	川崎市南加瀬保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目12番8号	川崎市南河原保育園	川崎市幸区河原町1番地	川崎市塚越保育園	川崎市幸区塚越4丁目345番地11	川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号	川崎市小田中保育園	川崎市中原区下小田中1丁目11番1号	川崎市小田中乳児保育園	川崎市中原区下小田中1丁目11番1号	川崎市平間保育園	川崎市中原区上平間366番地
名称	位置																																																																								
(削除)																																																																									
川崎市大島保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号																																																																								
川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号																																																																								
川崎市小田保育園	川崎市川崎区小田3丁目17番3号																																																																								
川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号																																																																								
川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号																																																																								
川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地																																																																								
川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号																																																																								
川崎市小倉保育園	川崎市幸区小倉4丁目6番23号																																																																								
川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町1番地																																																																								
川崎市南加瀬保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目12番8号																																																																								
川崎市南河原保育園	川崎市幸区河原町1番地																																																																								
(削除)																																																																									
川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号																																																																								
(削除)																																																																									
(削除)																																																																									
川崎市平間保育園	川崎市中原区上平間366番地																																																																								
名称	位置																																																																								
川崎市渡田保育園	川崎市川崎区鋼管通1丁目11番4号																																																																								
川崎市大島保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号																																																																								
川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号																																																																								
川崎市小田保育園	川崎市川崎区小田3丁目17番3号																																																																								
川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号																																																																								
川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎1丁目7番1号																																																																								
川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地																																																																								
川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号																																																																								
川崎市小倉保育園	川崎市幸区小倉4丁目6番23号																																																																								
川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町1番地																																																																								
川崎市南加瀬保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目12番8号																																																																								
川崎市南河原保育園	川崎市幸区河原町1番地																																																																								
川崎市塚越保育園	川崎市幸区塚越4丁目345番地11																																																																								
川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号																																																																								
川崎市小田中保育園	川崎市中原区下小田中1丁目11番1号																																																																								
川崎市小田中乳児保育園	川崎市中原区下小田中1丁目11番1号																																																																								
川崎市平間保育園	川崎市中原区上平間366番地																																																																								

改正後		改正前	
川崎市平間乳児保育園	川崎市中原区上平間366番地	川崎市平間乳児保育園	川崎市中原区上平間366番地
川崎市南平間保育園	川崎市中原区上平間1,183番地	川崎市南平間保育園	川崎市中原区上平間1,183番地
川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1,155番地	川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1,155番地
川崎市中原保育園	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号	川崎市中原保育園	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号
川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中4丁目4番17号	川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中4丁目4番17号
川崎市ごうじ保育園	川崎市中原区上小田中6丁目34番36号	川崎市ごうじ保育園	川崎市中原区上小田中6丁目34番36号
川崎市西宮内保育園	川崎市中原区宮内1丁目24番7号	川崎市西宮内保育園	川崎市中原区宮内1丁目24番7号
(削除)		川崎市橘保育園	川崎市高津区千年107番地
川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地	川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地
川崎市西高津保育園	川崎市高津区溝口5丁目15番4号	川崎市西高津保育園	川崎市高津区溝口5丁目15番4号
川崎市津田山保育園	川崎市高津区下作延5丁目1番10号	川崎市津田山保育園	川崎市高津区下作延5丁目1番10号
川崎市上作延保育園	川崎市高津区向ヶ丘1番地3	川崎市上作延保育園	川崎市高津区向ヶ丘1番地3
川崎市梶ヶ谷保育園	川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地2	川崎市梶ヶ谷保育園	川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地2
(削除)		川崎市たちばな中央保育園	川崎市高津区千年1,300番地
(削除)		川崎市くじ保育園	川崎市高津区久地3丁目16番1号
(削除)		川崎市向丘保育園	川崎市宮前区南平台4番2号
(削除)		川崎市向丘乳児保育園	川崎市宮前区南平台4番2号
川崎市有馬保育園	川崎市宮前区東有馬5丁目16番1号	川崎市有馬保育園	川崎市宮前区東有馬5丁目16番1号
川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号	川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号
川崎市南菅生保育園	川崎市宮前区菅生4丁目4番1号	川崎市南菅生保育園	川崎市宮前区菅生4丁目4番1号
川崎市宮前平保育園	川崎市宮前区宮前平2丁目11番地6	川崎市宮前平保育園	川崎市宮前区宮前平2丁目11番地6
川崎市平保育園	川崎市宮前区平2丁目13番1号	川崎市平保育園	川崎市宮前区平2丁目13番1号
川崎市中有馬保育園	川崎市宮前区有馬3丁目2番10号	川崎市中有馬保育園	川崎市宮前区有馬3丁目2番10号
川崎市馬絹保育園	川崎市宮前区馬絹1,364番地7	川崎市馬絹保育園	川崎市宮前区馬絹1,364番地7
川崎市土橋保育園	川崎市宮前区土橋2丁目14番地1	川崎市土橋保育園	川崎市宮前区土橋2丁目14番地1
川崎市生田保育園	川崎市多摩区西生田3丁目15番10号	川崎市生田保育園	川崎市多摩区西生田3丁目15番10号
川崎市生田乳児保育園	川崎市多摩区西生田3丁目15番10号	川崎市生田乳児保育園	川崎市多摩区西生田3丁目15番10号

改正後		改正前	
川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅 1 丁目 5 番 24 号	川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅 1 丁目 5 番 24 号
(削除)		川崎市東中野島保育園	川崎市多摩区中野島 4 丁目 4 番 15 号
川崎市土渕保育園	川崎市多摩区生田 2 丁目 14 番 5 号	川崎市土渕保育園	川崎市多摩区生田 2 丁目 14 番 5 号
川崎市南生田保育園	川崎市多摩区南生田 3 丁目 2 番 5 号	川崎市南生田保育園	川崎市多摩区南生田 3 丁目 2 番 5 号
川崎市上麻生保育園	川崎市麻生区上麻生 7 丁目 2 番 35 号	川崎市上麻生保育園	川崎市麻生区上麻生 7 丁目 2 番 35 号
川崎市高石保育園	川崎市麻生区高石 1 丁目 14 番 15 号	川崎市高石保育園	川崎市麻生区高石 1 丁目 14 番 15 号
川崎市虹ヶ丘保育園	川崎市麻生区虹ヶ丘 2 丁目 2 番 20 号	川崎市虹ヶ丘保育園	川崎市麻生区虹ヶ丘 2 丁目 2 番 20 号
川崎市白鳥保育園	川崎市麻生区白鳥 1 丁目 17 番 2 号	川崎市白鳥保育園	川崎市麻生区白鳥 1 丁目 17 番 2 号
川崎市白山保育園	川崎市麻生区白山 4 丁目 2 番 1 号	川崎市白山保育園	川崎市麻生区白山 4 丁目 2 番 1 号

## 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

## 1 条例改正の趣旨と改正する条例

## ＜条例改正の趣旨＞

国においては、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」として、待機児童解消を確実なものとするため、**平成29年度末までの保育所等の整備量を40万人から50万人に拡大**することと併せて、**保育士の人材確保や多様な担い手の確保についても、これまでの対策に加え、より一層の即効的な対応が必要**であるとした。

そこで、保育の担い手確保等を目的とした、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が、職員配置基準については、平成28年2月18日公布、同年4月1日から施行、設備基準については、平成28年2月19日公布、同年6月1日から施行されることに伴い、本市の定める条例についても一部改正を行うこととします。

## ＜改正する条例＞

- ①「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」  
(平成24年12月14日川崎市条例第56号)
- ②「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」  
(平成26年9月5日川崎市条例第35号)

## 2 基準省令と本市条例の関係及び本市における条例改正の考え方

## ＜基準省令と本市条例の関係＞

今回の条例の改正は、国の基準省令の一部改正をもとに行うものですが、その内容によって次のような条件が付されています。

区分	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

## ＜本市における条例改正の考え方＞

待機児童の解消は、本市においても大変重要な課題であり、今後も保育所等の整備を進めていくためには、保育士の人材確保はもとより、多様な保育の担い手の確保等も必要であるため、保育の質は落とさず、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化する**省令改正の考え方を踏まえ改正**することとします。

## 3 条例改正のスケジュール

- 平成28年3月16日(水)～4月14日(木) パブリックコメント手続の実施
- 平成28年5月下旬 パブリックコメント手続実施の結果公表
- 平成28年5月下旬 平成28年第2回川崎市議会定例会議案提出
- 平成28年6月 条例公布及び施行(予定)

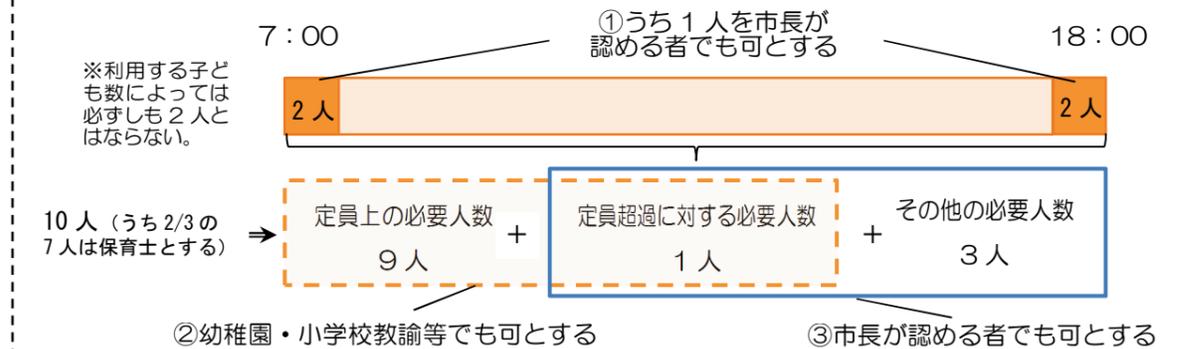
## 4 条例改正の主な内容

## (1) 保育所及び小規模保育事業所A型等の職員配置に係る特例【従うべき基準】

## ＜省令の改正内容＞

- ① 朝夕の時間帯等で年齢別配置基準による必要な保育士が1人となる時に合計2人の保育士を配置する場合に、**当分の間(保育の受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的対応)、当該保育士に加えて置かなければならない者の要件を市長が認める者(保育施設等における従事期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修を修了した者等)に弾力化するものとします。**
  - ② 年齢別配置基準による保育士の数の算定について、**当分の間、幼稚園教諭並びに小学校教諭及び養護教諭を保育士とみなす**ことができるようにします。
  - ③ 開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所等に係る利用定員の総数に應じて置かなければならない保育士の数を超える時、**当分の間、当該超過して必要となる者(休けい保育士や保育標準時間対応、主任保育士専任化のための保育士等)の要件を市長が認める者に弾力化するものとします。**
- ※ ただし、②と③を適用する時は、**保育士を年齢別配置基準による保育士の数の3分の2以上、置かなければならないものとします。**

## (配置イメージ/利用定員90人、利用実員105人の保育所の場合)



## ＜本市の対応案＞

①～③のいずれの改正内容についても、保育の質を落とさず、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化したものであり、多様な保育の担い手確保の観点からは必要と考えられるため、**省令のとおり改正**するものとします。

## (2) 建築基準法施行令の一部改正に伴う設備の基準の改正【参酌すべき基準】

建築基準法施行令一部改正→特別避難階段に係る規制が合理化されたため、同省令を引用する(第123条第3項) 両条例の規定の一部について**省令のとおり改正**を行うもの。

## 【主な内容】4階以上に設置する保育室

- ◆現在 屋内と特別避難階段室とは、バルコニーまたは外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備を有する付室を通じて連絡すること
- ◆改正 屋内と特別避難階段室とは、バルコニーまたは付室を通じて連絡すること  
(排煙技術の進展により排煙方式が多様化していることを踏まえた規制の合理化)

## 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			改正前		
○ 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年川崎市条例第 56 号)			○ 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年川崎市条例第 56 号)		
(設備の基準)			(設備の基準)		
第 45 条 保育所(乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させるものに限る。)の設備の基準は、次のとおりとする。			第 45 条 保育所(乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させるものに限る。)の設備の基準は、次のとおりとする。		
(1) 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。			(1) 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。		
(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき、3.3 平方メートル以上とすること。			(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき、3.3 平方メートル以上とすること。		
(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。			(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。		
2 保育所(満 2 歳以上の幼児を入所させるものに限る。)の設備の基準は、次のとおりとする。			2 保育所(満 2 歳以上の幼児を入所させるものに限る。)の設備の基準は、次のとおりとする。		
(1) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。			(1) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。		
(2) 保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。			(2) 保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。		
(3) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。			(3) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。		
3 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を 2 階に設ける建物は第 1 号、第 2 号及び第 6 号の要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は第 2 号から第 8 号までの要件にそれぞれ該当するものでなければならない。			3 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を 2 階に設ける建物は第 1 号、第 2 号及び第 6 号の要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は第 2 号から第 8 号までの要件にそれぞれ該当するものでなければならない。		
(1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)であること。			(1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)であること。		
(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。			(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段(同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 2 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号</u> を満たすものに限る。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段		2 階	避難用
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定す	3 階		常用

		る構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難 用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 3 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号</u> を満たすものに限る。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難 用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号</u> を満たすものに限る。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

		る構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難 用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 3 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号</u> を満たすものに限る。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難 用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号</u> を満たすものに限る。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

- (3) 前号に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその 1 に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- (8) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

- (3) 前号に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその 1 に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- (8) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

附 則

(保育所の職員配置に係る特例)

- 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 47 条第 2 項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。
- 8 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、第 47 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 9 附則第 7 項に規定する事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 47 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 10 前 2 項の規定を適用するときは、保育士（法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、附則第 6 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前 2 項の規定の適用がないとした場合の第 47 条第 2 項の規定により算定した数をいう。）の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

改正後		改正前	
<p>○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 平成26年9月5日条例第35号 (設備の基準)</p> <p>第31条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>		<p>○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 平成26年9月5日条例第35号 (設備の基準)</p> <p>第31条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>	
階	区分	施設又は設備	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

改正後			改正前		
4階以上の階	避難用	2 屋外階段 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	4階以上の階	避難用	2 屋外階段 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。） 2・3（略）		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものに限る。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

(設備の基準)

第47条 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

(設備の基準)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第49条及び第50条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同条に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。）  2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

附 則

1～5（略）

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第32条第2項各号又は第48条第2項各号に規定する保育士の数の合計数が1となるときは、第32条第2項又は第48条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1

		3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものに限る。）  2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

附 則

1～5 略

（新設）

人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

7 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、第32条第2項又は第48条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

8 附則第6項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第32条第2項又は第48条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第32条第3項若しくは第48条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第32条第2項又は第48条第2項の規定により算定↓数をいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

**「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」  
のパブリックコメント実施結果について**

**1 概要**

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について、パブリックコメント手続により、広く市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

**2 意見募集の概要**

題 名	川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
意見の募集期間	平成28年3月16日（水）～平成28年4月14日（木）
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAX
募集の周知方法	川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、各保育所及び小規模保育事業所等設置者並びに施設長への説明・資料送付
結果の公表方法	川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）

**3 パブリックコメント手続で寄せられた意見について**

意見提出数（意見件数）	0
内訳)	
電子メール	0
郵送	0
持参	0
FAX	0

**4 今後の対応**

パブリックコメント手続を実施した結果、意見はございませんでした。案のとおり条例制定の手続きをいたしました。

**5 問合せ先**

川崎市こども未来局子育て推進部保育課  
電 話：044-200-2662  
FAX：044-200-3190